

## 流山市の給与・定員管理について

給与・定員管理等の公表は、「地方公共団体における職員給与等の公表について」の一部改正について（令和2年3月29日総行給第5号）の様式記載要領などに準じて掲載しているものです。

なお、表中の千葉県の数値は「ちば県民だより」を、近隣市の数値は各市の協力によって作成しました。

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
流山市	190,534	561億5,606万6	14億8,022万0	85億9,530万2	15.3	16.2
我孫子市	132,216	376億1,415万2	8億4,467万0	79億8,083万2	21.2	22.2
野田市	154,727	486億6,339万6	13億3,685万9	86億7,703万5	17.8	17.0
柏市	420,028	1,229億8,386万1	44億4,596万4	201億9,737万3	16.4	16.9
松戸市	496,571	1,458億10万4	56億505万6	259億8,834万4	17.8	17.4
鎌ヶ谷市	109,972	338億3,848万6	19億6,102万1	57億5,525万5	17.0	17.7

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

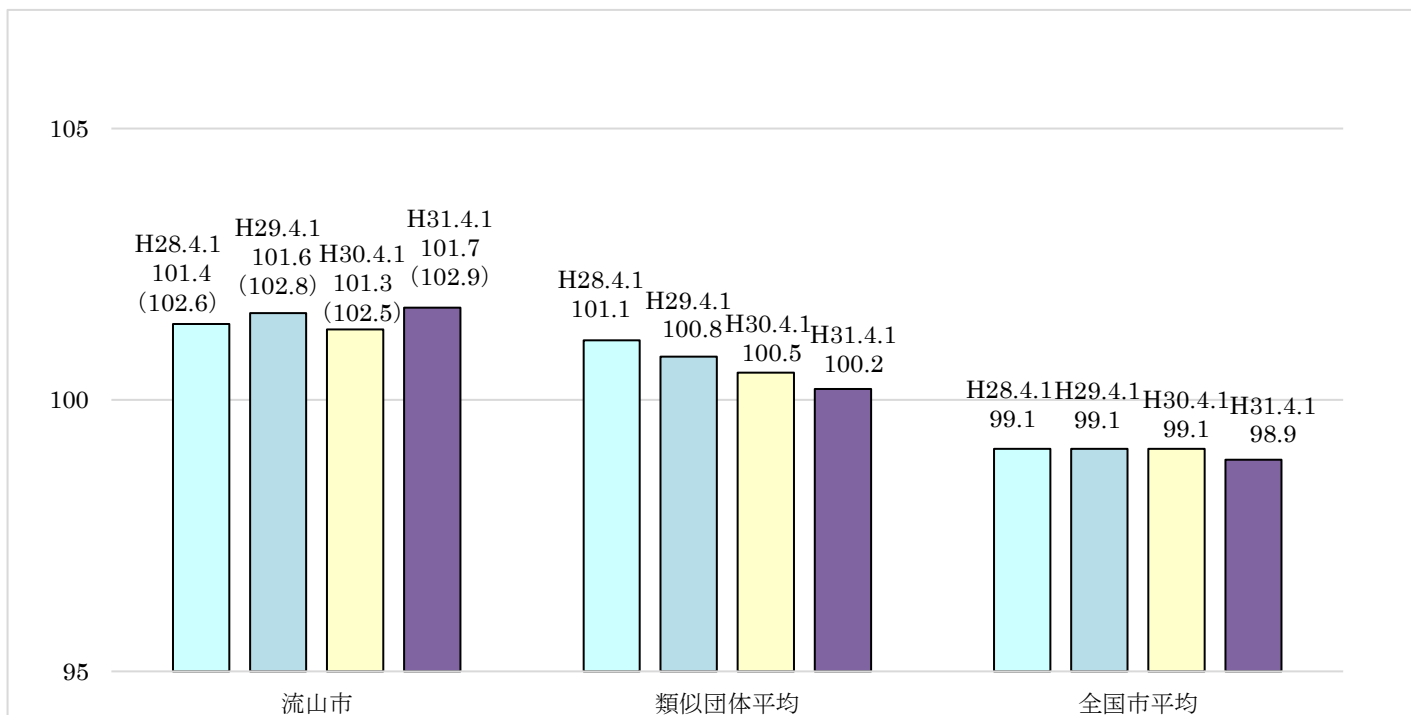
区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 1人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	974	37億6,245万8	9億5,826万1	15億6,663万6	62億8,735万5	645万5	661万1

注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

### (3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 平成31年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み。

本市では、国と比べて初任給が高いことや、過去の人口急増期に職員を大量に採用し、職員の年齢構成が国と異なること等により、ラスパイレス指数が100を超えています。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

#### ①給料表の見直し [ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

改定実施時期	平成28年4月1日
実施内容	給料表の見直しについては、給料月額を平均2.1%引き下げました。 激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施しました。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

国基準 6%に対し、流山市においては 7.3%を支給しています。

	平成 26 年度の 支給割合	平成 27 年度の支給割合		平成 28 年度 の支給割合	平成 29 年度 の支給割合	平成 30 年度 の支給割合	令和元年度 の支給割合
		4 月 1 日 時点	遡及改定 後				
国基準に よる支給 割合	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %
流山市の 支給割合	7 %	7 %	7 %	7 %	7.2%	7.3%	7.3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当については、国と同様に見直しを実施しました(平成 28 年 4 月 1 日実施)。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
流山市	39.7 歳	309,001 円	425,009 円	360,427 円
我孫子市	41.9 歳	323,069 円	431,707 円	— 円
野田市	43.2 歳	332,057 円	411,517 円	— 円
柏市	39.8 歳	303,854 円	401,282 円	— 円
松戸市	41.1 歳	304,709 円	414,147 円	— 円
鎌ヶ谷市	41.5 歳	308,399 円	399,116 円	— 円
千葉県	41.0 歳	309,965 円	408,350 円	— 円
国	43.4 歳	329,433 円	— 円	411,123 円
類似団体	41.5 歳	316,769 円	428,974 円	377,511 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
流山市	49.3 歳	76 人	316,059 円	379,146 円	350,392 円	—	—	—	—
うち学校給食員	51.3 歳	23 人	321,004 円	361,631 円	354,046 円	調理師	43.1 歳	268,800 円	1.35
うち清掃職員	49.1 歳	22 人	327,827 円	434,934 円	364,447 円	廃棄物処理業従業員	45.9 歳	296,600 円	1.47
うち用務員	63.3 歳	2 人	255,200 円	279,889 円	273,829 円	用務員	55.6 歳	211,600 円	1.32
我孫子市	52.3 歳	34 人	363,956 円	439,854 円	— 円	—	—	—	—
野田市	55.0 歳	49 人	321,484 円	378,816 円	— 円	—	—	—	—
柏市	54.8 歳	130 人	318,172 円	381,440 円	— 円	—	—	—	—
松戸市	54.7 歳	236 人	313,375 円	374,083 円	— 円	—	—	—	—
鎌ヶ谷市	53.1 歳	6 人	370,701 円	414,737 円	— 円	—	—	—	—
千葉県	53.7 歳	— 人	318,804 円	378,841 円	— 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,431 人	287,312 円	— 円	329,380 円	—	—	—	—
類似団体	50.5 歳	111 人	331,434 円	408,349 円	375,887 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
流山市	—	—	—
うち学校給食員	6,809,875 円	3,614,200 円	1.88
うち清掃職員	5,829,218 円	4,102,900 円	1.42
うち用務員	4,047,212 円	2,883,400 円	1.40

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
流山市	39.5 歳	305,306 円	416,414 円
我孫子市	40 歳	315,361 円	416,978 円
野田市	39.3 歳	305,261 円	420,145 円
柏市	37.8 歳	297,466 円	398,142 円
鎌ヶ谷市	37.9 歳	304,955 円	404,215 円
類似団体	38.4 歳	305,117 円	421,916 円

(注)

- 1 「平均給料月額」とは、平成 31 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分		初任給	
一般行政職	流山市	大学卒	187,200 円
		高校卒	153,000 円
	千葉県	大学卒	187,200 円
		高校卒	153,000 円
	国	大学卒	総合職 185,200 円
		大学卒	一般職 180,700 円
高校卒		一般職 148,600 円	
技能労務職	流山市	高校卒	153,000 円
	千葉県	高校卒	150,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年	
一般行政職	流山市	大学卒	255,530 円	367,929 円	390,340 円	426,356 円
		高校卒	- 円	- 円	- 円	385,020 円
技能労務職	流山市	大学卒	- 円	328,600 円	341,100 円	- 円
		高校卒	255,200 円	- 円	- 円	368,075 円
消防職	流山市	大学卒	- 円	359,267 円	378,500 円	- 円
		高校卒	229,171 円	322,725 円	365,120 円	385,357 円

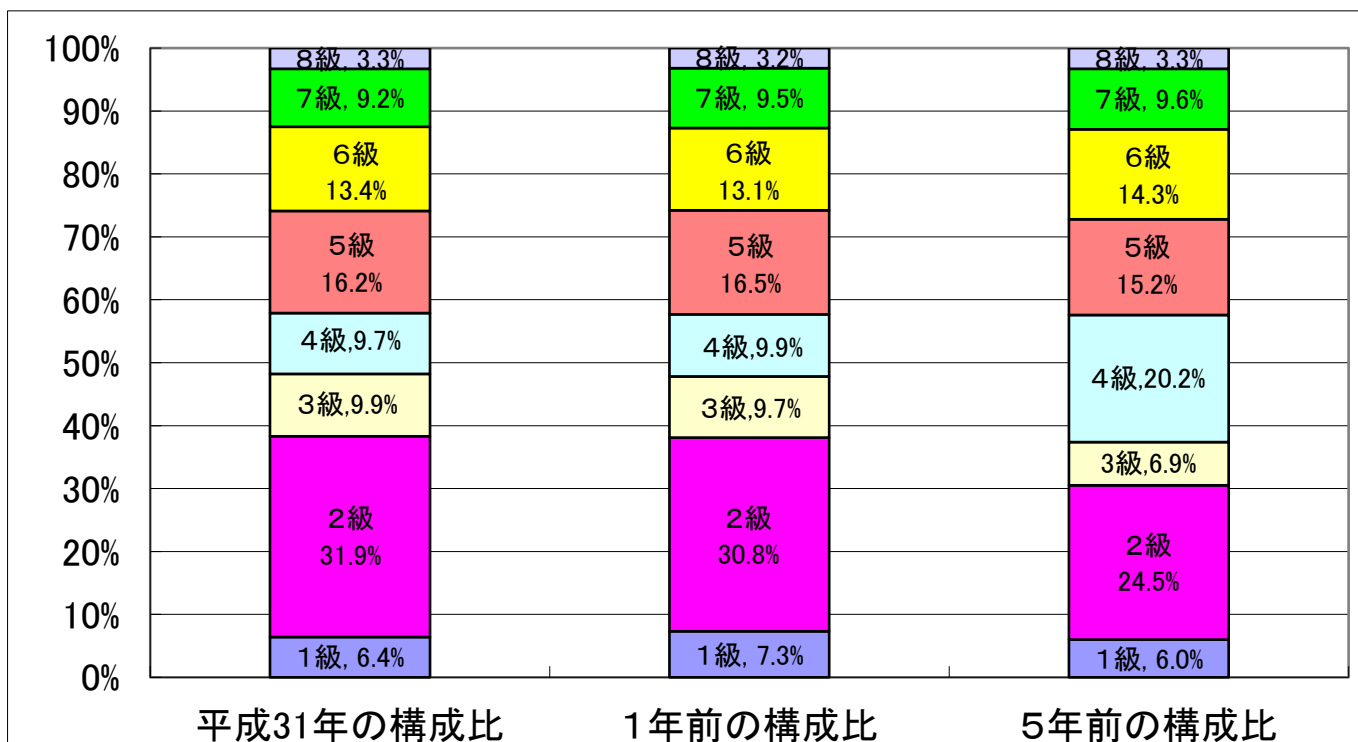
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成31年4月1日現在)

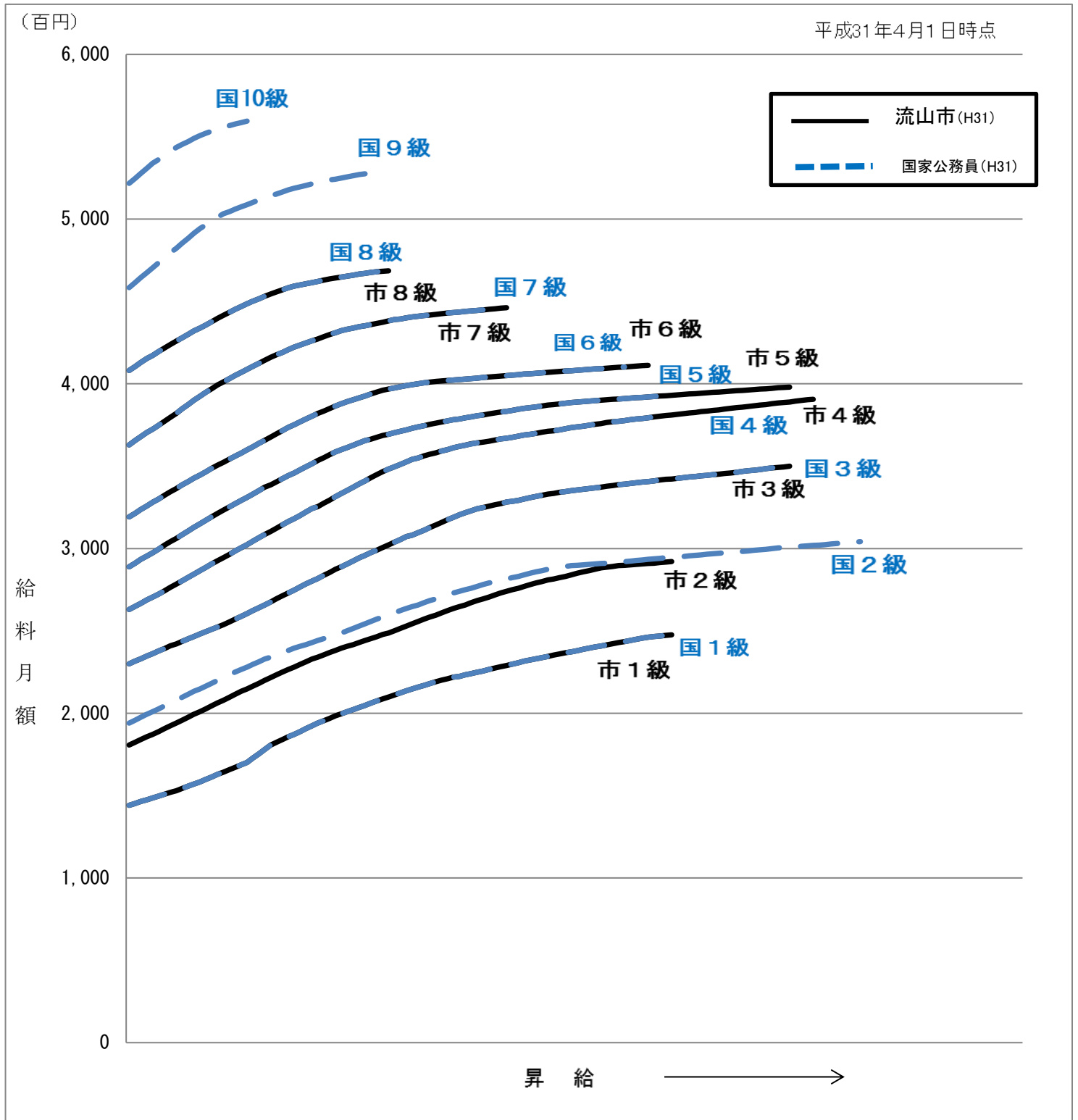
区分	代表的な職名	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	事務員/技術員	33 人	6.4 %	144,100 円	247,600 円
2級	主事/技師	164 人	31.9 %	180,700 円	292,100 円
3級	副主査/主任主事/主任技師	51 人	9.9 %	230,000 円	350,000 円
4級	主査	50 人	9.7 %	263,000 円	390,600 円
5級	係長/主任主査	83 人	16.2 %	288,900 円	398,000 円
6級	課長補佐	69 人	13.4 %	319,200 円	411,200 円
7級	次長/課長	47 人	9.2 %	362,900 円	446,200 円
8級	部長/事務局長	17 人	3.3 %	408,100 円	468,600 円
合計		514 人	100 %	-	-

(注) 1 流山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(平成31年4月1日現在)



(3)昇給への勤務成績の反映状況

平成 31 年 4 月 2 日から令和 2 年 4 月 1 日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

流 山 市	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額(平成 30 年度) 145 万 9 千円	—	—
(平成 30 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45) 月分 ( 0.90) 月分	(平成 30 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45) 月分 ( 0.90) 月分	(平成 30 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 ( 1.45) 月分 ( 0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 7%~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5%~20% 管理監督加算 15、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注) 1人当たりの平均支給額は、特別職3人を除きます。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

令和元年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ適用（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				



(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

流山市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
○1人当たり平均支給額 356万8,000円(自己都合) 2,132万3,000円(勸奨・定年)					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		3億331万2,000円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		27万1,786円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	7.3%	1,116人	6%

(4) 特殊勤務手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)	1,569万円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)	6万1,291円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)	21.9%
手当の種類(手当数)(平成31年4月1日現在)	19手当

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務		支給実績 (30年度決算)	左記職員に対する 支給単価		
徴収手当	市税の滞納整理又は国民健康保険料、し尿の汲取り手数料若しくは市営住宅の家賃等の徴収に従事した者		59,800 円	日額	400 円	
税務調査手当	市税の課税調査に従事した者		287,800 円	日額	400 円	
用地交渉手当	用地交渉の業務に従事した者		27,675 円	日額	450 円	
電気等主任技術者手当	電気主任技術者又はボイラータービン主任技術者である者		120,000 円	月額	5,000 円	
病虫害防除等手当	病虫害の防除作業に従事した者		660 円	日額	330 円	
火災出動手当	消防職員で火災・救助のため出動した者 (高所作業手当の支給対象となる者を除く。)	午後 8 時から翌日午前 6 時までの間の出動	機関員である者	61,750 円	1回	650 円
		上記以外の時間の出動	機関員でない者	103,000 円	1回	500 円
			機関員である者	223,600 円	1回	520 円
		機関員でない者	352,800 円	1回	400 円	
救急出動手当	消防職員で救急のため出動した者	午後 8 時から翌日午前 6 時までの間の出動	機関員である者	841,600 円	1回	320 円
		上記以外の時間の出動	機関員でない者	1,330,750 円	1回	250 円
			機関員である者	1,790,880 円	1回	260 円
		機関員でない者	2,804,400 円	1回	200 円	
救急救命士手当	消防職員で救急救命処置に従事する者		1,660,000 円	月額	5,000 円	
高所作業手当	消防職員で地上 10 メートル以上の高所において消火若しくは救助の作業又は高度な訓練に従事した者	消火又は救助の作業に従事した者	午後 8 時から翌日午前 6 時までの間の出動	0 円	1回	680 円
			上記以外の時間の出動	3,300 円	1回	550 円
		高度な訓練に従事した者		20,075 円	日額	550 円
危険手当	人体に危険を及ぼす業務に従事した者		39,250 円	日額	500 円	
	放射性物質又はこれにより汚染された物を取り扱う業務のうち、特に危険な業務		0 円	日額	5,000 円	
災害等危険作業手当	震災、風水害の警戒、応急・復旧措置並びに救難、事故処理等の危険な業務に従事した者（防疫手当及び清掃業務手当の支給対象となる者を除く。）		0 円	日額	350 円	
行旅病人取扱手当	行旅病人の取扱いをした者		0 円	1件	1,500 円	
行旅死亡人取扱手当	行旅死亡人の取扱いをした者		0 円	1件	3,000 円	
社会福祉手当	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 15 条に定める者		1,743,000 円	月額	4,200 円	
防疫手当	防疫業務に従事した者		0 円	日額	330 円	
清掃業務手当	清掃作業の自動車の運転に従事した運転士		30,380 円	日額	280 円	
	塵芥処理に従事した機械管理員又は作業員		3,278,000 円	日額	550 円	
	し尿処理に従事した機械管理員		316,525 円	日額	550 円	
特殊車両等運転手当	トラクター、ショベルカー、ロードローラー又はブルドーザー等の特殊車両(以下「特殊車両」という。)の運転に従事した者		272,420 円	日額	530 円	
	本務として乗車定員 30 人以上又は最大積載量 6,500 キログラム以上の自動車(以下「大型自動車」という。)の運転に従事した者		0 円	日額	330 円	
	本務として自動車(特殊車両及び大型自動車を除く。)の運転に従事した者		86,625 円	日額	250 円	
廃棄物処理施設技術管理者手当	廃棄物処理施設技術管理者である者		120,000 円	月額	5,000 円	
臨時運転手当	自動車の運転を本務としない者で専任の運転士に代わって土木作業用又は清掃作業用自動車を運転した者		80,850 円	日額	220 円	

### (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成 30 年度決算)	2 億 4,462 万 7 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成 30 年度決算)	26 万 4,747 千円
支給実績(平成 29 年度決算)	2 億 5,677 万 1 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成 29 年度決算)	28 万円

(注)職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(平成 31 年 4 月 1 日現在)

手当名	流山市における 手当の内容及び支給単価	国の制度と内容	支給実績 (平成 30 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 30 年度決算)
扶養手当	○配偶者 6,500 円 ○配偶者以外の扶養親族 子 10,000 円 子以外 6,500 円 (16 歳～22 歳の子 1 人につき、 5,000 円加算)	同じ	9,915 万 6,050 円	22 万 6,384 円
住居手当	○借家の場合(家賃 11,500 円を 超える場合に限り) 家賃の額に応じて 27,000 円を限 度に支給	○借家の場合(家賃 12,000 円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて 27,000 円 を限度に支給	6,362 万 2,775 円	31 万 3,413 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6 か月を超えない期間で低廉な 定期券・回数券等の価格を一括 支給  ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 5,100 円～ 32,830 円を支給	○電車・バスを利用する場合 月額 55,000 円を限度として、 6 か月を超えない期間で低廉 な定期券の価格を一括支給  ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 2,000 円～ 31,600 円を支給	9,731 万 1,299 円	10 万 9,093 円
管理職 手当	○5 級～8 級の管理職に支給  8 級(部長相当職) 76,500 円 7 級(課長相当職) 58,600 円 6 級(課長補佐相当職) 46,200 円 5 級で管理職であるもの (指導主事、管理主事) 38,900 円	○管理又は監督の地位にあ る職員の官職のうち、規則で 指定する官職を占める職員に 対し支給  ○俸給の特別調整額におけ る職務の級や区分に応じて 46,300 円～139,300 円を支給	1 億 2,614 万 7,000 円	62 万 4,490 円
休日勤務 手当	○祝日に勤務した職員に通常 の時間単価に 135/100 を乗じた額 を支給  ○年未年始に勤務した職員に 通常の前時間単価に 150/100 を乗 じた額を支給	○祝日及び年未年始に勤務 した職員に通常の前時間単価 に 135/100 を乗じた額を支給	5,928 万 5,798 円	29 万 3,494 円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間として深夜(午後 10 時～翌日午前 5 時)に勤務し た職員に通常の前時間単価に 25/100 を乗じた額を支給	同じ	745 万 3,881 円	5 万 2,864 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職が、臨時又は緊急の必要 等により平日深夜(午前 0 時～午 前 5 時)又は週休日等に勤務し た場合に支給 ○週休日等の場合 勤務 1 回につき、職務の級に応 じ 4,000 円～10,000 円(6 時間 を超える勤務は 5 割増) ○平日深夜の場合 勤務 1 回につき、職務の級に応 じ 2,000 円～5,000 円	○俸給の特別調整額の区分 等に応じて、週休日等の勤務 については勤務 1 回につき 6,000 円～18,000 円(6 時間 を超える勤務は 5 割増)、平 日深夜については 3,000 円～ 6,000 円を支給	220 万 2,000 円	6 万 4,765 円

## 5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		給料月額等					
給 料		流山市	我孫子市	野田市	柏市	松戸市	鎌ヶ谷市
	市長	926,500 円	846,000 円	972,000 円	961,000 円	1,050,000 円	900,000 円
	副市長	800,000 円	724,000 円	831,000 円	790,000 円	860,000 円	780,000 円
報 酬	議長	547,900 円	530,000 円	547,000 円	668,000 円	720,000 円	505,000 円
	副議長	488,100 円	470,000 円	492,000 円	597,000 円	660,000 円	455,000 円
	議員	458,250 円	440,000 円	450,000 円	577,000 円	590,000 円	430,000 円
期 末 手 当	市長	(平成30年度支給割合)					
	副市長	4.40 月分					
	議長	(平成30年度支給割合)					
	副議長	4.25 月分					
	議員						
退 職 手 当		(算定方法)			(1期の手当額)	(支給時期)	
	市長	給料月額×在職月数×0.35			1,557万円	任期毎	
副市長	給料月額×在職月数×0.25			960万円			

区 分		給料月額等
給 料		(参考)類似団体における最高/最低額
	市長	1,130,000 円 / 792,000 円
	副市長	930,000 円 / 675,800 円
報 酬	議長	724,000 円 / 463,000 円
	副議長	660,000 円 / 420,000 円
	議員	606,000 円 / 400,000 円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(平成31年4月1日現在)

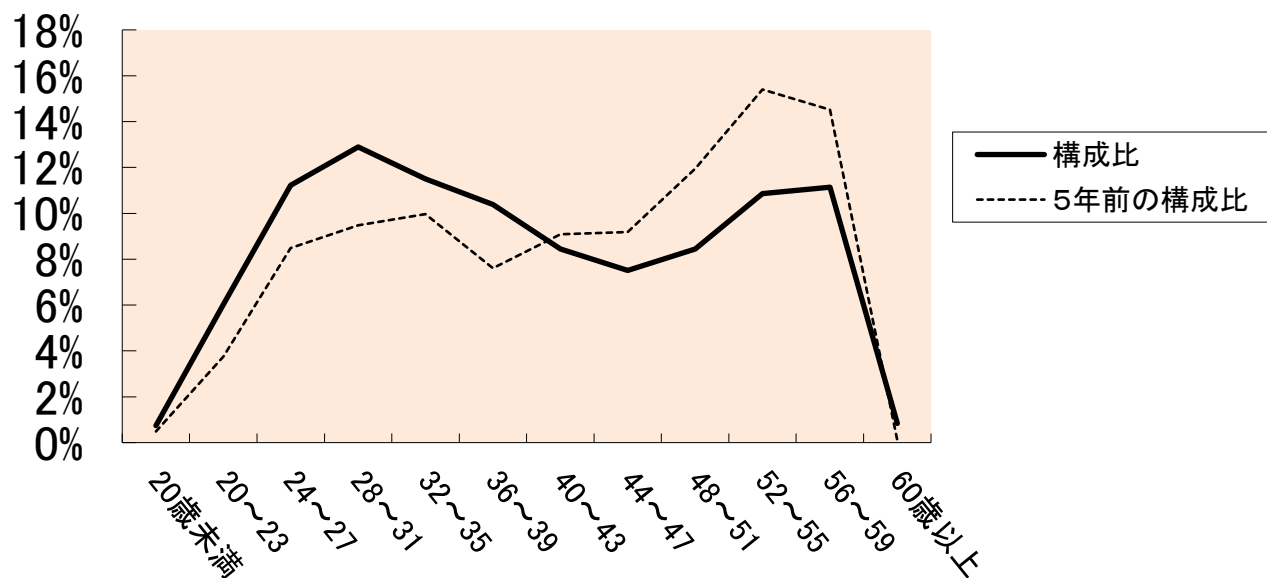
区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成30年	平成31年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	9	9	0	
		総務	159	156	-3	機構改革による減員/事務の民間委託
		税務	51	52	1	昨年欠員分の補充
		労働	0	0	0	
		農水	9	9	0	
		商工	11	13	2	機構改革による増員
		土木	104	107	3	流山区画整理事務所への派遣/土木事務の充実
		計	343	346	3	<参考>人口1万当たり職員数 18.2人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 43.90人)
	福祉部門	民生	237	248	11	育休代替任期付職員の採用/ケースワーカー増員
		衛生	83	84	1	母子保健業務の強化
		計	320	332	12	
	一般行政計		663	678	15	<参考>人口1万当たり職員数 35.6人
	教育部門		124	126	2	機構改革による増員/図書・博物館事業の充実
	消防部門		187	192	5	救急隊増員/昨年欠員の補充
小計		974	996	22	<参考>人口1万当たり職員数 52.3人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 60.42人)	
公営企業等 会計部門	水道	17	17	0		
	下水道	17	16	-1	再任用短時間職員の活用	
	その他	48	49	1	国保事業強化/介護事業強化	
	小計	82	82	0		
合計		1,056 [1,346]	1,078 [1,346]	22		

1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

3 人口1万当たりの職員数は、平成31年1月1日現在の住民基本台帳人口に基づくものです。

(2)年齢別職員構成の状況(平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	8人	65人	121人	139人	124人	112人	91人	81人	91人	117人	120人	9人	1,078人

内訳

男性	8	49	76	78	69	76	52	51	66	79	93	4	701
女性	0	16	45	61	55	36	39	30	25	38	27	5	377

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間 増減数(率)
一般行政	614	635	646	660	663	678	64(10.4%)
教育	129	129	126	120	124	126	▲3(2.3%)
消防	183	185	186	185	187	192	9(4.9%)
普通会計計	926	949	958	965	974	996	70(7.6%)
公営企業等会計計	94	91	88	86	82	82	▲12(12.7%)
総合計	1,020	1,040	1,046	1,051	1,056	1,078	58(5.7%)

(注)各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道・下水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

##### 水道事業

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 30億9,185万1	円 10億1,295万	千円 1億5,681万3	% 5.1	% 5.0

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	類似団体平均1 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 23	千円 6,278万6	千円 2,048万8	千円 3,040万2	千円 1億1,367万6	万円 494万2	千円 677万5

##### 下水道事業

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に占 める職員給与費比率
30年度	千円 30億9,949万8	千円 7,587万9	千円 1億1,688万5	% 3.8	% 4.1

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	類似団体平均1 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	人 19	千円 6,803万1	万円 1,933万3	千円 2,693万4	千円 1億1,429万8	千円 601万6	千円 674万2

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。  
 2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。  
 3 職員数及び給与費には、上下水道事業管理者は含みません。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	46.6 歳	227,485 円	411,869 円
下水道事業	43.9 歳	298,382 円	501,307 円
団体	44.3 歳	340,929 円	514,169 円
平均	43.0 歳	337,379 円	508,852 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業				下水道事業			
1人当たり平均支給年額(平成30年度決算) 132万1千円(平均年齢46.6歳)				1人当たり平均支給年額(平成30年度決算) 141万8千円(平均年齢43.9歳)			
(平成30年度支給割合)				(平成30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.85	月分	2.60	月分	1.85	月分
(1.45)	月分	(0.90)	月分	(1.45)	月分	(0.90)	月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算7%~20%(平成30年度)				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算7%~20%(平成30年度)			

(注) 1 平均年齢は、平成31年4月1日現在の年齢です。

2 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成31年4月1日現在)

水道事業				下水道事業					
(支給率)	自己都合		勸奨・定年		(支給率)	自己都合		勸奨・定年	
勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分	勤続20年	20.445	月分	25.55625	月分
勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分	勤続25年	29.145	月分	34.5825	月分
勤続35年	41.325	月分	49.59	月分	勤続35年	41.325	月分	49.59	月分
最高限度額	49.59	月分	49.59	月分	最高限度額	49.59	月分	49.59	月分
○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)				○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)					
○1人当たり平均支給額				○1人当たり平均支給額					
0円(自己都合)		※該当者なし		0円(自己都合)		※該当者なし			
0円(勸奨・定年)		※該当者なし		0円(勸奨・定年)		※該当者なし			

(注)1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成30年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		1,140万5千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		26万2,981円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の支給率
全地域	7.3%	42人	7.3%



エ 特殊勤務手当(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区 分		全 職 種		
支給実績(平成 30 年度決算)		60,000 円		
支給職員1人当たり平均支給年額		60,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		2.4 %		
手当の種類(手当数)		5 手当		
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (30 年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
電気主任技術者手当	自家用電気工作物主任技術者であるもの	-	月額	5,000 円
水道技術管理者手当	水道技術管理者であるもの	60,000 円	月額	5,000 円
危険手当	人体に影響を及ぼす勤務に従事した者。ただし、機械 管理員がその本来的業務において人体に危険を及ぼ す業務に従事する場合を除く。	-	日額	300 円
緊急業務手当	勤務時間外の緊急事故処理に出動した者	-	1回	2,000 円
徴収手当	公共下水道の使用料等の徴収に従事した者	-	日額	400 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成 30 年度決算)	826 万 2 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成 30 年度決算)	19 万 7 千円
支給実績(平成 29 年度決算)	596 万 8 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成 29 年度決算)	14 万 2 千円

カ その他の手当(平成 31 年 4 月 1 日現在)

手当名	手当の内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	支給実績 (平成 30 年度 決算)	支給職員1人当たり平 均支給年額 (平成 30 年度決算)
扶養 手当	○配偶者 6,500 円 ○配偶者以外の扶養親族 子 10,000 円 子以外 6,500 円(16 歳~22 歳の子 1人につき、5,000 円加算)	同じ	482 万 4,108 円	26 万 8,006 円
住居 手当	○借家の場合(家賃 11,500 円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて 27,000 円を限度に支給	同じ	192 万 1,200 円	27 万 4,457 円
通勤 手当	○電車・バスを利用する場合 6 か月を超えない期間で低廉な 定期券・回数券等の価格を一括支給  ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて 5,100 円~ 32,830 円を支給	同じ	308 万 5,620 円	11 万 4,282 円

管理職手当	<p>○6級～8級の管理職に支給</p> <p>8級(部長相当職) 76,500円</p> <p>7級(課長相当職) 58,600円</p> <p>6級(課長補佐相当職) 46,200円</p>	同じ	432万7,200円	61万8,171円
休日勤務手当	<p>○祝日に勤務した職員に通常の間 単価に135/100を乗じた額を支給</p> <p>○年末年始に勤務した職員に通常の間 時間単価に150/100を乗じた額を支給</p>	同じ	8,824円	8,824円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌日 午前5時)に勤務した職員に通常の間単価に 25/100を乗じた額を支給</p>	同じ	-円	-円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職が、臨時又は緊急の必要等により平日深夜(午前0時～午前5時)又は週休日等に勤務した場合に支給</p> <p>○週休日等の場合 勤務1回につき、職務の級に応じ 4,000円～10,000円(6時間を超える勤務は5割増)</p> <p>○平日深夜の場合 勤務1回につき、職務の級に応じ 2,000円～5,000円</p>	同じ	-円	-円